

令和8年9月15日

渋川市議会議長 安カ川 信之 様

懲罰特別委員長 反町 英孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の「田邊寛治議員に対する懲罰の件」について審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰処分の種類及び内容

地方自治法第135条第1項第2号による公開の議場における陳謝

3 理由

田邊寛治議員は、令和8年9月定例会における一般質問の中で次の4つの発言を行った。

副市長、教育長に対する、市外在住を理由に人口、税収増に寄与していない旨の発言。市長に対する、住民登録は市内にあるものの、実際は市外に居住している旨の発言。不祥事対応の事例として、職員の自死の理由を職務上の問題とする旨の発言。一人の渋川市議会議員について、氏名は明かさなかったが、容易に誰か特定できる表現を用いて、その議員が不正を行った人物であるとする旨の発言。

当委員会は、これらの発言について審査を行った結果、それぞれが個人に対し否定的な印象や誤解を招くおそれが十分にあり、意見や批判の発表に必要な限度を超えた無礼の発言であって、議会の品位をおとしめるものとして、地方自治法及び渋川市議会会議規則に違反すると認めた。

よって、地方自治法第135条第1項第2号による、公開の議場における陳謝の懲罰を科するのが相当であると判断した。

委員会審査の経過については次のとおり。

まず、動議提出者に提案理由の説明を求めた。

動議提出者から「副市長、教育長に対する居住地や納税地に関する発言につい

ては、市外在住であること自体を問題としており、両名が市政に十分寄与していないかのような否定的な印象を与え、私生活への介入とも捉えられる。

市長への発言については、市長が市外に居住しているとの情報を、事前の事実確認を怠ったまま、市町村名まで挙げて公の場で発言し、市長に対する市民の誤解を招くことになった。これは正当な一般質問の範囲を大きく逸脱しており、誠実に質問を行うべき議員の職責を顧みない発言である。

職員の自死に関する発言については、遺族の感情に対して最大限配慮する必要があるところ、自らの主張を裏付けるための不祥事事例として議場で示す行為は、ご遺族の感情や、故人の尊厳を傷つけるものである。

議員に対する発言については、補助金申請等が適正に処理された事実反して、あたかも「不祥事」「不手際」があったかのごとく不当なレッテルを貼る発言であり、「身体検査」「正常な人間はいない」と、議員本人が大なり小なり問題を抱えた不適切な人間であるかのような印象を与えた。

以上のことから、9月定例会一般質問においてなされた田邊議員の発言は、無礼の言葉、他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定する地方自治法及び、議会の品位を重んじなければならないと規定する会議規則に違反する」との趣旨の説明が行われた。

次に、田邊議員の弁明を受けた。

田邊議員から「今回の一般質問は市政の不祥事対応について質問したものであり、個人名は一切挙げていない。誰かを追求、叱責するものではない。

市長に対する発言についても、市長から訂正の答弁があり、自分から謝罪もしている。副市長への発言については、組織体制に関する質問で、人口減、税収減、災害時対応の質問をした。副市長からも真摯な答弁をいただいております、居住地を問題にしたつもりはない。災害時の危機管理における事実確認をする意図だった。

議員に対する発言については、教育長の管理者責任を問うた質問であり、解職した事案を事例に挙げたが、解職された個人は特定していない。

職員の自死に関する発言は、当時を知る議員、職員は全て共通の認識をしていたと思う。故人のプライベートの部分、心情の部分には一切触れていない。

質問を通じて、特定の個人を叱責していないし、間違いがあれば訂正している。発言については慎重を期していたので、文言を切り取らず、前後の流れから判断していただければ、理解いただけたらと思っている」との趣旨の弁明を受けた。

懲罰の要否に係る協議においては、委員から「今回の発言は、地方自治法に規定される無礼の発言にはあたらない。意見や批判の発表に必要な限度を超えていない」、「個人名は出してない。ばか、このやろうという発言でもなかったし、個人を特定していないし、議長の制止もなかったのだから、必要な限度を超えていないと判断する」という意見や、「提案理由のとおりだと思う。近所の声を議

場で発言したと弁明していたが、事実を確認して要望や意見、質問をするべき」

「提案理由が妥当だと思う。市長の関係の発言は責任問題といえる。議場での発言をするなら一定の責任が発生する。裏付けは取っておかなければならないと思う」「今回の一般質問は発言の自由の範囲を超えていると思う。あれほどの抗議を受けるような場面はほとんどなかったと思う。議員名は出していなくても、容易に特定できる」という意見があり、懲罰を科すべきという意見と懲罰を科すべきではないという意見に別れた。

委員の意見が全会一致に至らなかったため、挙手による採決の結果、懲罰を科すことに決定した。

次に、科すべき懲罰の種類の協議においては、出席停止の懲罰を科すべきとの意見と、陳謝の懲罰を科すべきとの意見があったが、懲罰を科すべきではないとする委員以外は陳謝の懲罰を科すべきとの意見で一致し、挙手採決の結果、陳謝の懲罰を科すことに決定した。

次に、陳謝文案の協議においては、陳謝文案の一部を修正した上で、全会一致で陳謝文を決定した。

陳 謝 文

私は、令和８年９月定例会において、一般質問を行いました。

そこで、副市長、教育長について、能力や実績ではなく、単に市外在住であることを理由に人口や税収増に寄与していないという旨の発言を行いました。

また、市長について、住民登録は市内にあるものの、実際は市外に居住している旨の発言を、事実関係の裏付けをせずに行い、誤解を生じさせました。

また、不祥事対応の事例として職員の自死をあげ、自死の理由について故人及びご遺族への配慮なく発言し、故人の尊厳を傷つけました。

また、１名の渋川市議会議員について、氏名は明かさなかったものの、容易に誰のことか分かる表現で、不正を行う人物であるとの否定的な印象を与えました。

このように、公開の議場で行われる一般質問において、数々の無礼の言葉を発し、議会の品位をおとしめたことにつきまして、心から陳謝いたします。

令和８年９月１８日

渋川市議会議員 田 邊 寛 治